

# 第4回 北庄内合併協議会

期日：平成17年6月29日（水）

午後3時

会場：八幡町中央公民館

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### （1）報告事項

報告第 9号 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部改正について  
「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について  
市章の公募について  
地域協議会設置条例（案）について

#### （2）協議事項

議案第 9号 平成16年度北庄内合併協議会事業報告について  
議案第10号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算について  
議案第11号 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

#### （3）その他

### 4 閉 会

## 協議会資料一覧

	頁
1 次第	
2 資料1 北庄内合併協議会委員の委嘱について .....	1
資料2 北庄内合併協議会委員等名簿 .....	2
3 報告第9号 北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程 .....	3
報告第9号参考資料 北庄内合併協議会幹事会設置規程新旧対照表 .....	4
報告第9号参考資料 北庄内合併協議会幹事会設置規程 .....	5
4 「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について .....	別添1
別紙資料集 .....	別添2
5 新市の市章募集要項 .....	7
新市の市章選定スケジュール（予定） .....	9
6 酒田市地域協議会設置条例（案） .....	10
7 議案第9号 平成16年度北庄内合併協議会事業報告 .....	12
8 議案第10号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算書 .....	15
監査報告書 .....	16
9 議案第11号 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出補正予算（第1号） .....	17

## 北庄内合併協議会委員の委嘱について

市町名	氏 名	委嘱年月日	摘 要
松山町	山 中 俊	平成 17 年 4 月 19 日	規約第 7 条第 1 項第 3 号 に定める委員

## 北庄内合併協議会委員等名簿

	氏 名	区分	備 考
会長	阿 部 寿 一		酒田市長
副会長	佐々木 藤 正	1号委員	松山町長
副会長	加 藤 寛 英	1号委員	平田町長
副会長	後 藤 孝 司	1号委員	八幡町長
委員	阿 部 與士男	2号委員	酒田市議会議長
委員	佐 藤 弘	2号委員	酒田市議会議員
委員	石 川 憲 雄	2号委員	八幡町議会議長
委員	長谷川 裕	2号委員	八幡町議会議員
委員	新 館 俊 雄	2号委員	松山町議会議長
委員	齊 藤 康 広	2号委員	松山町議会議員
委員	小松原 俊	2号委員	平田町議会議長
委員	佐 藤 忠 智	2号委員	平田町議会議員
委員	山 川 源 吉	3号委員	酒田市
委員	阿 部 清 幸	3号委員	酒田市
委員	伊 藤 一 哉	3号委員	八幡町
委員	安 藤 順 子	3号委員	八幡町
委員	山 中 俊	3号委員	松山町
委員	阿 部 慶 一	3号委員	松山町
委員	小 林 隆 逸	3号委員	平田町
委員	佐 藤 きく子	3号委員	平田町
委員	伊 藤 善 市	3号委員	東京女子大学名誉教授
委員	小 松 隆 二	3号委員	東北公益文科大学学長
委員	村 上 正 敏	3号委員	山形県庄内総合支庁長
委員	齋 藤 緑	3号委員	特定非営利活動法人あらた代表理事

監査委員	土 井 賢 策		八幡町監査委員
監査委員	仲 鉢 広 男		平田町監査委員

報告第9号

北庄内合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程

北庄内合併協議会幹事会設置規程（平成16年規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

酒田市	合併対策室長
-----	--------

」を

「

酒田市	企画調整部長
-----	--------

」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

北庄内合併協議会幹事会設置規程新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	職名	区分	職名
酒田市	企画調整部長	酒田市	合併対策室長
八幡町	総務課長	八幡町	総務課長
松山町	総務企画課長	松山町	総務企画課長
平田町	企画課長	平田町	企画課長

## 北庄内合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第1項の規定により、北庄内合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、北庄内合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会に専門部会を置く。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
酒田市	企画調整部長
八幡町	総務課長
松山町	総務企画課長
平田町	企画課長



## 新市の市章募集要項

### 1 趣旨

酒田市、八幡町、松山町及び平田町（以下「1市3町」という。）が平成17年11月1日に合併して誕生する「酒田市」（以下「新市」という。）の市章を制定するにあたり、新市の将来像「いきいき まち快適 未来創造都市酒田」にふさわしい「市章」の図案を広く募集する。

また、新市の市章を公募することにより、新市誕生に向けた住民の機運の向上及び新市の一体感の醸成を図るとともに、新市のまちづくりに対する住民参加の促進に努める。

### 2 募集する市章

- (1) 新市「酒田市」をイメージさせる市章であること。
- (2) 市旗（国旗のサイズ1：1.5で使用）、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし）は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。
- (6) 他の都道府県章、市町村章及び他の商標等と類似しないデザインであること。

### 3 応募資格等

応募の資格、方法、期間については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。
- (2) 同一人による複数応募も可能とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、枠外に「デザインの趣旨（100字以内）」、住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別、職業及び電話番号を記載すること。  
なお、これらの個人情報、応募者及び応募傾向の把握や入賞者への連絡等、市章の選定にかかる作業に使用し、それ以外の目的には使用しない。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。ファクシミリ及び電子メールによる応募は不可。
- (6) 応募先は、北庄内合併協議会事務局とする。

### 4 応募期間

- (1) 応募期間は、平成17年6月30日（木）から平成17年7月29日（金）までとする。
- (2) 持参の場合は締切当日到着分まで、郵送の場合は締切当日消印分までを有効とする。

## 5 選定方法

北庄内合併協議会において、デザイン専門家の助言のもと、採用候補4点程度を選考し、現在の1市3町の市章町章を加えた最終候補8点程度の中から、採用作品1点を選定する。

## 6 賞金

応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。なお、賞金は受賞者が未成年の場合、その保護者に代理授与する。

最優秀賞（採用作品）	1点	200,000円
優秀賞（採用候補作品）	3点程度	20,000円

## 7 入賞発表

入賞者に事前に連絡のうえ、入賞者の氏名、住所地（市町村名）、年齢、職業を、合併協議会だより、ホームページ等で発表する。

## 8 著作権等

採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

採用作品に関する一切の権利は、「北庄内合併協議会」及び新市に帰属するものとする。

応募作品は、返却しない。

採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロ（白黒）で使用する場合がある。

既に発表のデザインと同一または類似していること等が明らかになったときは、入賞の発表後でも採用作品又は採用候補作品としての取扱いを取り消す場合がある。

## 9 その他

その他、市章の選定に関し必要な事項については、1市3町の協議において定める。

## 10 応募・問い合わせ先

北庄内合併協議会事務局

〒998 - 8540

山形県酒田市本町二丁目2 - 45 酒田市役所内

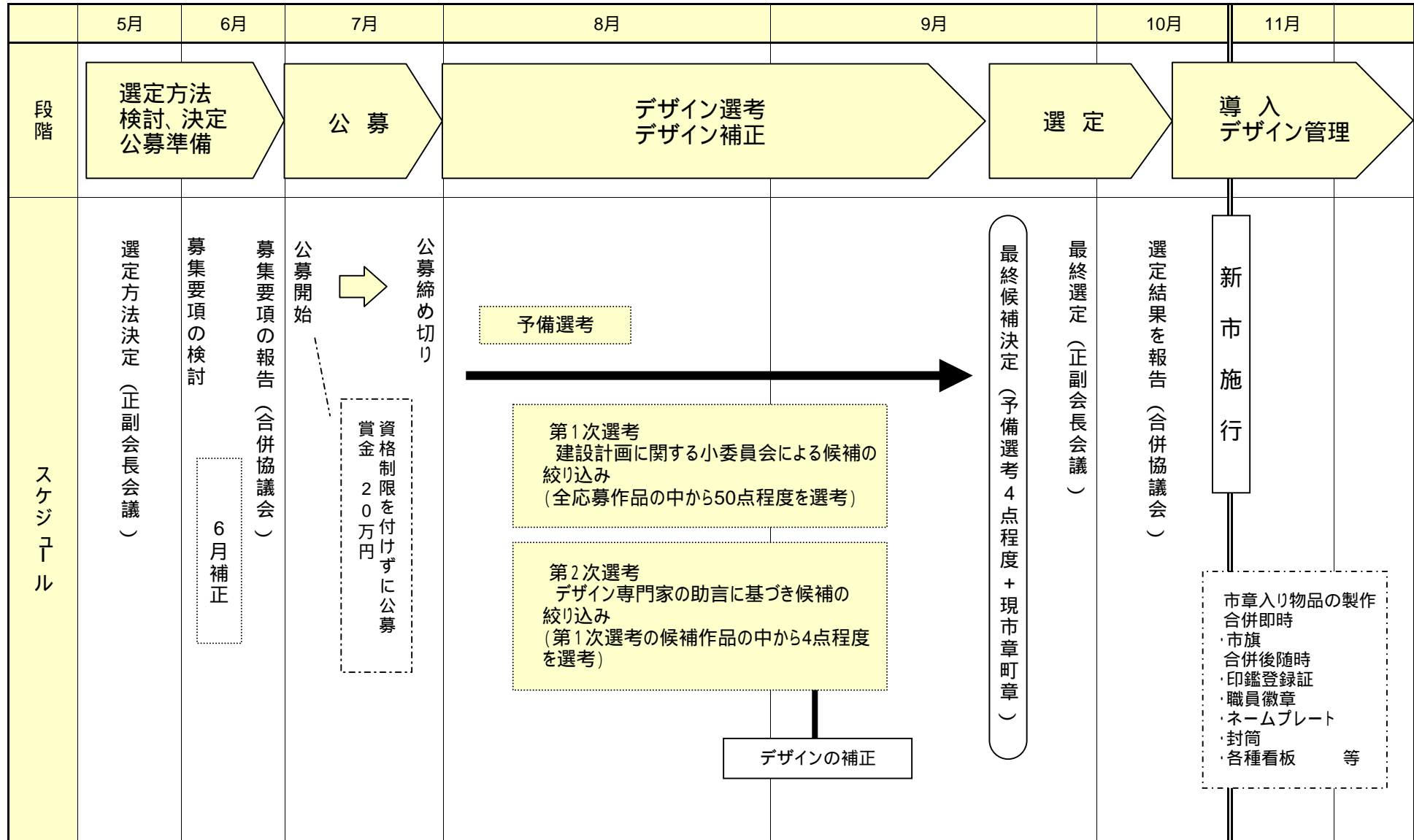
TEL 0234 - 26 - 5444 FAX 0234 - 26 - 5443

Email info@kitashonai-gappei.jp

URL <http://www.kitashonai-gappei.jp/>

協定項目19 慣行の取扱いについて	【調整方針】 (1)市章及び憲章については、合併時まで調整し、新市で制定する。
----------------------	--

新市の市章選定スケジュール(予定)



## 酒田市地域協議会設置条例（案）

酒田市の合併前の地域においては、地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりが継承されてきた。このような伝統を踏まえ、地域住民の意見を行政へ反映し、又、地域住民と行政との連携と協働を推進することによりコミュニティ組織の育成、強化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4から第202条の8まで及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の趣旨にのっとり、合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域ごとに地域協議会を設置するものとし、ここに酒田市地域協議会設置条例を制定する。

### （目的）

第1条 地域住民の意見を行政に反映させるとともに、地域住民と行政との連携と協働を推進することによりコミュニティ組織の育成、強化を図るため、合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域毎に地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### （設置）

第2条 協議会の名称及び設置区域は、次のとおりとする。

名称	設置区域
八幡地域協議会	合併前の八幡町の区域
松山地域協議会	合併前の松山町の区域
平田地域協議会	合併前の平田町の区域

### （所掌事務）

第3条 協議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じ審議し、意見を述べる。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について必要に応じて協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域内振興に関すること。
- (2) 地域づくり予算に関すること。
- (3) 地域内コミュニティ組織の育成、強化に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見に対して必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

### （委員）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が住民の多様な意見が行政に適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 公共的団体から推薦のあった者

(2) 識見を有する者

(3) 公募により選任された者（選任しようとする協議会の区域内に住所を有する者）

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、酒田市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年酒田市条例第 号）に規定する額の範囲内で市長が別に定める。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。

6 会議は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、設置区域の において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

平成 16 年度北庄内合併協議会事業報告

1 合併協議会における協議

基本 4 項目に関する事項をはじめ、市町村合併特例法第 5 条に規定する新市建設計画の策定や合併協定項目の協議、調整を図るため協議会を 3 回開催した。また、協議会の付託を受けて協定項目や特定の案件について審議するため、第 1 小委員会から第 4 小委員会までの常設設置方式の小委員会と、建設計画に関する小委員会、行財政システムに関する小委員会及び議会議員の定数、任期等に関する小委員会の特定事案審議方式の小委員会を開催した。

その結果、全ての合併協定項目について構成市町で合意が整ったことから、平成 17 年 2 月 19 日に 4 市町長による合併協定書の調印を行った。

なお、合併協議の経過と結果等について、協議会だよりやホームページにより住民に情報を提供した。

2 幹事会、専門部会、分科会における協議

幹事会は 6 回開催し、協議会に提案する事項について協議するとともに、併せて各分野にわたり専門的に協議するため 10 の専門部会及び 34 の分科会を開催した。

なお、協議会に提案する事項のうち特に重要な事項について協議するため、正副会長会議を開催した。

協議会、小委員会の開催状況

会議名	回数	開催日	開催地	協議内容
合併協議会	1 回	11 月 27 日(土)	平田町	(1)報告事項 北庄内合併協議会設置までの経過、規約、事務局規程、助役会議設置規程、幹事会設置規程、財務規程、専門部会設置規程、分科会設置規程について (2)協議事項 ( 議決案件 ) 北庄内合併協議会会議運営規程、会議傍聴規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、小委員会設置規程、平成 16 年度事業計画、平成 16 年度歳入歳出予算について ( 協議案件 ) 合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置、使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、補助金、交付金等の取扱いについて ( 小委員会付託案件 ) 協議第 7 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い～協議第 45 号 新市建設計画について 計 39 件

会議名	回数	開催日	開催地	協議内容
	2回	12月11日(土)	松山町	(1)協議事項 【第1小委員会報告】 地方税の取扱いについて(その1)～一部事務組合等の取扱いについて(その3) 計17件 【第2小委員会報告】 自治会・行政連絡機構の取扱いについて～財産の取扱いについて 計6件 【第3小委員会報告】 国民健康保険事業の取扱いについて～福祉関係事業の取扱いについて 計7件 【第4小委員会報告】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて～水道関係事業の取扱いについて 計5件 【議会議員の定数、任期等に関する小委員会報告】 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて 【行財政システムに関する小委員会報告】 事務組織及び機構の取扱いについて 地域審議会等の取扱いについて 【建設計画に関する小委員会報告】 新市建設計画について 【新規提案】 合併の期日について
	3回	2月19日(土)	酒田市	(1)報告事項 農業委員会委員の在任特例の取扱いについて 新市建設計画に関する山形県との協議結果について 合併協定について (2)協議事項 平成17年度北庄内合併協議会事業計画について 平成17年度北庄内合併協議会歳入歳出予算について
第1小委員会	1回	11月27日(土)	平田町	地方税の取扱い(その1) 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の職員の身分の取扱い 条例、規則の取扱い 一部事務組合等の取扱い(その1) 慣行の取扱い 消防団の取扱い 納税関係事業の取扱い 防災関係事業の取扱い 商工関係事業の取扱い 観光関係事業の取扱い(その1) その他事務事業の取扱い 一部事務組合等の取扱い(その2) 町(字)の区域及び名称の取扱い 観光関係事業の取扱い(その2) 地方税の取扱い(その2) 一部事務組合等の取扱い(その3)

会議名	回数	開催日	開催地	協議内容
第2小委員会	1回	11月27日(土)	平田町	自治会・行政連絡機構の取扱い まちづくり関係事業の取扱い 学校教育関係事業の取扱い 生涯学習関係事業の取扱い 電算システムの取扱い 財産の取扱い
第3小委員会	1回	11月27日(土)	平田町	国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い 環境関係事業の取扱い 住民窓口業務の取扱い 保健衛生関係事業の取扱い 病院関係事業の取扱い 福祉関係事業の取扱い
第4小委員会	1回	11月27日(土)	平田町	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 農林水産関係事業の取扱い 生活排水関係事業の取扱い 建設関係事業の取扱い 水道関係事業の取扱い
	2回	2月16日(水)	酒田市	農業委員会委員の在任特例の取扱い
建設計画に関する小委員会	1回	11月30日(火)	酒田市	新市建設計画
	2回	12月9日(木)	酒田市	新市建設計画
行財政システムに関する小委員会	1回	11月30日(火)	酒田市	事務組織及び機構の取扱い 地域審議会等の取扱い
議会議員の定数、任期等に関する小委員会	1回	11月27日(土)	平田町	議会の議員の定数及び任期の取扱い



## 議案第10号

## 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	目	予算額	節		収入済額	増減	備考
				区分	金額			
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	8,000,000	1. 市町負担金	8,000,000	8,000,000	0	合併協議会負担金 2,000,000円×4市町
2. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	5,000,000	1. 県補助金	5,000,000	4,100,000	900,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
3. 諸収入	1. 諸収入	1. 諸収入	1,000	1. 諸収入	1,000	23	977	預金利子
計			13,001,000			12,100,023	900,977	

歳出

(単位:円)

款	項	目	予算額	節		支出済額	不用額	備考		
				区分	金額					
1. 事業費	1. 事業費	1. 会議費	1,948,000			783,868	1,164,132			
				1. 報酬	502,000	256,500	245,500	協議会委員報酬		
				9. 旅費	617,000	204,608	412,392	費用弁償		
				11. 需用費	72,000	29,340	42,660	食糧費		
				13. 委託料	607,000	221,915	385,085	会議録音テープ反訳委託料		
				14. 使用料及び賃借料	150,000	71,505	78,495	協議会会場借上料		
				2. 啓発費	6,885,000			3,307,500	3,577,500	
						11. 需用費	6,790,500	3,213,000	3,577,500	協議会だよりの発行等
						13. 委託料	94,500	94,500	0	ホームページ制作・更新委託料
				3. 調査費	100,000	13. 委託料	100,000	77,700	22,300	新市例規作成委託料
2. 運営費	1. 事務費	1. 事務費	3,818,000			3,397,013	420,987			
						9. 旅費	245,000	66,856	178,144	事務局職員普通旅費
						11. 需用費	1,016,773	1,016,773	0	一般需用費
						12. 役務費	120,000	68,870	51,130	通信運搬費、手数料
						13. 委託料	18,000	17,500	500	自動ドア保守点検委託料
						18. 備品購入費	46,000	20,160	25,840	
						19. 負担金、補助及び交付金	2,372,227	2,206,854	165,373	臨時職員賃金負担金 538,902 事務室維持管理負担金 118,481 職員時間外勤務手当負担金 1,308,811 駐車場駐車券負担金 240,660
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	250,000	予備費	250,000	0	250,000	予備費		
計			13,001,000			7,566,081	5,434,919			

12,100,023(収入済額) - 7,566,081(支出済額) = 4,533,942(歳入歳出差引額)

# 監 査 報 告 書


北庄内合併協議会規約第17条第2項の規定により、平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容について監査を行ったところ、いずれも適正に処理されておりましたのでご報告します。


平成17年6月2日

北庄内合併協議会

会長 阿 部 寿 一 様

北庄内合併協議会

監査委員 土井賢策 

監査委員 仲鉢広男 

議案第 1 1 号

平成 1 7 年度北庄内合併協議会補正予算(第 1 号)

歳入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	5,200	2,220	7,420	1. 市町負担金	2,220	合併協議会負担金 555千円×4市町
2. 諸収入	1. 諸収入	1. 諸収入	1		1			
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	2,954	1,579	4,533	1. 前年度繰越金	1,579	
計			8,155	3,799	11,954			

歳出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 事業費	1. 事業費	1. 会議費	646		646				
		2. 啓発費	8. 報償費	1,554	3,799	5,353	8. 報償費	460	報償金、アドバイザー謝金
			9. 旅費				9. 旅費	55	費用弁償
			11. 需用費				11. 需用費	3,000	合併ハンドブック作成費
			13. 委託料				13. 委託料	284	市章図案調査・デザイン化委託料
3. 調査費	150		150						
2. 運営費	1. 事務費	1. 事務費	5,505		5,505				
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	300		300				
計			8,155	3,799	11,954				

## 今後のスケジュールについて

### 第4回北庄内合併協議会

月	全体スケジュール	広報スケジュール等
平成 17年  7 月	初旬；山形県議会における合併議決 ↓ 山形県知事による合併の決定、総務大臣へ届出	新市の市章の募集 6 / 29 ~ 7 / 29  中旬<協議会だより>
8 月	7月下旬～8月初旬；総務大臣による合併の告示	8月下旬；合併に係るガイドブック 発行予定
9 月	8月下旬～9月初旬；第5回協議会開催予定  各市町議会9月定例会 ・合併協議会廃止議案付議 ・各市町16年度決算審議	中甸<協議会だより>
10 月	10月初旬；第6回協議会開催予定  合併協議会解散 閉市町式・閉庁式	9月下旬～10月初旬；新市の市章決定 10月初旬；合併に係るガイドブック 発行予定
11 月	11/1(火)；新酒田市施行・開庁式  市長・市議会議員選挙(50日以内) 農業委員会委員選挙(在任特例期間中)	下旬<協議会だより>